## 指導検査基準(指定特定施設入居者生活介護事業)

{令和7年4月1日適用}

(注)本文中の表記については、以下のとおり略しています。

法	$\Rightarrow$	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)
施行規則	$\Rightarrow$	介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
居宅条例	$\Rightarrow$	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第111号)
予防条例	$\Rightarrow$	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な 支援の方法の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第112号)
都規則141	$\Rightarrow$	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第141号)
都規則142	$\Rightarrow$	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な 支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第142号)
施行要領	$\Rightarrow$	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25 年3月29日24福保高介第1882号)
平12厚告19	$\Rightarrow$	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
平12厚告27	$\Rightarrow$	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年2月10日厚 生省告示第27号)
平12老企39	$\Rightarrow$	指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成12年3月1日老企第39号)
平12老企40	$\Rightarrow$	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定 施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企40号)
平12老企52	$\Rightarrow$	特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について(平成12年3月30日老企第52号)
平12老企54	$\Rightarrow$	通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)
平13老振発18	$\Rightarrow$	介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)
平13老発155	$\Rightarrow$	「身体拘束ゼロ作戦」の推進について(平成13年4月6日厚生労働省老人保健局長通知老発第155号)
平18厚労令35	$\Rightarrow$	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
平18厚労告127	$\Rightarrow$	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
平27厚労告94	$\Rightarrow$	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
平27厚労告95	$\Rightarrow$	厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
平27厚労告96	$\Rightarrow$	厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)

## 指導検査基準(指定特定施設入居者生活介護事業)

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
第1 一般原則及び基本	1 一般原則		
方針·	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の意思及	・居宅条例第3条第1項	
	び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定居宅サー		
	ビスの提供に努めているか。		
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、地域との結び付	・居宅条例第3条第2項	・区市町村、他のサービス事業者と
	きを重視した運営を行い、特別区及び市町村(以下「区市		の連携の記録
	町村」という。)、他の居宅サービス事業者その他の保健		
	医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な		
	連携に努めているか。		
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の人権の	·居宅条例第3条第3項	・虐待の防止に係る対策を検討する
	擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとと		ための委員会の記録
	もに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じ		・研修の実施記録
	ているか。		
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定居宅サービ	• 店毛余例第3条第4項	
	スを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する。 スの港保険管理連続担るの他以西な情報な活用し、適切な		
	る介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切か の有効に行うよう努めているか。		
	- 7月 郊に11 7 よ 7 <del>分</del> め C V · る ル·。		
	2 基本方針		
	- 金子の頭    (1) 指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービ	・法第73条第1項	· 概況説明
	ス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日	・居宅条例第216条第1項	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことに		・運営規程
	より、要介護状態となった場合でも、利用者が指定特定施		<ul><li>特定施設入居者生活介護利用契約</li></ul>
	設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む		書

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	ことができるようにするものとなっているか。		・重要事項説明書
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、安定的かつ継続	・居宅条例第216条第2項	・パンフレット等
	的な事業運営に努めているか。		
第2 人員に関する基準	1 従業者の員数		
別と 八貝に関する基本	指定特定施設入居者生活介護事業者が各指定特定施設に	・ ・法第74条第1項	  ・就業規則、雇用契約書、辞令等
	おいて置かなければならない特定施設従業者の員数及び、	<ul><li>・居宅条例第217条第1項</li></ul>	
	指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施	・都規則141第57条第1	・常勤、非常勤職員の員数のわかる
	設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定	項、第2項	職員名簿
	特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入		  ・要介護度別利用者がわかる書類
	居者生活介護の事業を同一の施設で一体的に運営している		<ul><li>運営規程</li></ul>
	   場合に各指定特定施設において置かなければならない特定		  ・重要事項説明書
	施設従業者の員数は次のとおりとなっているか。		
	(1) 生活相談員		
	① 常勤換算方法で、利用者の数が 100 又はその端数を増	・都規則141第57条第1項	
	すごとに1以上であるか。	第1号、第2項第1号	
	② 生活相談員のうち1人以上は、常勤であるか。	・都規則141第57条第4項	
	(2) 看護職員又は介護職員		
	① 指定特定施設入居者生活介護事業のみを行っている場	・都規則141第57条第1項	
	合、看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で	第2号イ	
	要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごと		
	に1以上となっているか(※)。		
	② 指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特	・都規則141第57条第2項	
	定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一	第2号イ	
供字按款9	体的に運営されている場合、看護職員及び介護職員の合	・施行要領第3の10の	

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	計数は、常勤換算方法で、要介護者の利用者の数に、要	1(1)2	
	支援の利用者1人を要介護者0.3人と換算して合計した		
	利用者数をもとに、3又はその端数を増すごとに1以上		
	となっているか(※)。		
	   (※) 都規則 141 第 57 条第 10 項第 1 号から第 4 号に規定	・都規則141第57条第10	
	する以下の要件のいずれにも適合する場合は、「1」	項第1号から第4号	
	とあるのは、「0・9」とする。		
	     (都規則 141 第 57 条第 10 項第 1 号から第 4 号)		
	1 条例第236条において準用する条例第165条の2に規		
	定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービ		
	スの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関		
	該事項の実施を定期的に確認していること。		
	イ 利用者の安全及びケアの質の確保		
	ロ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮		
	ハ 緊急時の体制整備		
	ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する		
	機器(次号において「介護機器」という。)の定期		
	的な点検		
	ホ 特定施設従業者に対する研修		
	2 介護機器を複数種類活用していること。		
	3 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員		
	の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割		
	-     分担を行っていること。		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	4 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員		
	の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保		
	及び職員の負担軽減が行われていると認められること。		
	③ 看護職員の数は、利用者の数が30を超えない指定特定	・都規則141第57条第1項	
	施設にあっては、常勤換算方法で1以上となっているか。	第2号口、第2項第2号口	
	また、利用者の数が30を超える指定特定施設にあって		
	は、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50		
	又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上となっ		
	ているか。		
	④ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介	・都規則141第57条第1項	
	護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員	第2号ハ、第2項第2号ハ	
	が確保されているか。(ただし、指定介護予防特定施設		
	入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯につい		
	ては、この限りでない。)		
	介護サービスの提供内容に応じて介護職員の勤務体系	・施行要領第3の10の	
	を適切に定め、宿直時間帯を含めて適切な介護を提供で	1(1)①	
	きる体制を整えているか。		
	⑤ 「宿直時間帯」は、それぞれの事業所ごとに利用者の	・施行要領第3の10の	
	状況等に応じて設定し、その時間帯には宿直勤務を行う	1(1)③	
	介護職員を確保しているか。		
	⑥ 指定特定施設入居者生活介護事業所の看護職員及び介	・都規則141第57条第5項	
	護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供		
	に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞ		
	れ1人以上は常勤の者となっているか。		
	ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護を一体	・都規則141第57条第9項	

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	的に運営している場合であって、入居者の状態の改善等	・施行要領第3の10の	
	により指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供	1(1)4	
	する場合(要支援者に対する介護予防サービスのみが提		
	供される場合)は、介護職員及び看護職員のうちいずれ		
	か1人が常勤であれば差し支えない。		
	⑦ 要介護者等にサービスを提供する看護職員及び介護職	・施行要領第3の10の	
	員は それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置	1(2)	
	が講じられ、運営規程にその旨が明示されているか。		
	(3) 機能訓練指導員		
	① 1以上となっているか。	・都規則141第57条第1項	
	② 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の	第3号、第2項第3号	
	減退を防止するための訓練を行う能力を有する者である	・都規則141第57条第6項	
	カゝ。		
	ただし、当該特定施設における他の職務に従事するこ		
	とができる。		
	この「訓練を行う能力を有する者」は、理学療法士、	・施行要領第3の10の	<ul><li>免許証等(写)</li></ul>
	作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあ	1(3)	
	ん摩マッサージ指圧師の資格を有する者であるか。		
	(4) 計画作成担当者		
	<ul><li>① 1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに</li></ul>	・都規則141第57条第1項	
	1を標準とする。)となっているか。	第4号、第2項第4号	
	② 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援	・都規則141第57条第8項	<ul><li>・資格証明書等(写)</li></ul>
	専門員であって、特定施設サービス計画(介護予防を一		
	体的に運営している施設にあっては、特定施設サービス		
	計画及び介護予防特定施設サービス計画) の作成を担当		
	させるのに適当と認められるものとなっているか。		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定 施設における他の職務に従事することができる。		
	2 利用者の数 介護サービスの利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値となっているか。 ただし、新規に指定を受けた場合は、適正な推定数により算定しているか。	・都規則141第57条第3項 ・施行要領第2の2(5)②	・前年度の利用者実績がわかる書類
	3 管理者 (1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、各指定特定施設において管理者を置いているか。 (2) 管理者は、専ら当該指定特定施設の管理に係る職務に従事する常勤の者であるか。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	・居宅条例第218条第1項 ・居宅条例第218条第2項	
第3 設備に関する基準	1 設備 (1) 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。 (2) 知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた木造かつ平屋建ての指定特定施設の建	・居宅条例第219条第1項 ・居宅条例第219条第2項 ・施行要領第3の10の2	• 建築確認済証、検査済証等

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	物の場合、次のいずれかの要件を満たしているか。	2(4))	
	① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難	・都規則141第58条第1項	
	燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがあ		
	る箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び		
	延焼の抑制に配慮した構造であること。		
	② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通		
	報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なも		
	のであること。		
	③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を		
	有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造		
	であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人		
	員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可		
	能なものであること。		
	(3) 指定特定施設は、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機	・居宅条例第219条第3項	
	能訓練室を有しているか。		
	ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための		
	部屋が確保できる場合は一時介護室を、他に機能訓練を行		
	うために適当な広さの場所が確保できる場合は機能訓練室		
	を設けないことができる。		
	① 介護居室	・居宅条例第219条第4項	
	介護居室は、次の基準を満たしているか。	・都規則141第58条第2項	
	イ 居室の定員は1人であるか。(利用者の処遇上必要	第1号	
	と認められる場合は、2人とすることができる。ただ	・施行要領第3の10の	
	し、事業者の都合により一方的に2人部屋とすること	2(2)	
	はできない。なお、平成18年4月1日に現に定員4人		
	以下の介護居室については、個室とする規定を適用し		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	ない。)		
	ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な		
	広さであるか。		
	ハ 地階に設けていないか。		
	二 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広		
	間に直接面して設けているか。		
	② 一時介護室	・都規則141第58条第2項	
	介護を行うために適当な広さを有しているか。	第2号	
	③ 浴室	・都規則141第58条第2項	
	身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなってい	第3号	
	るか。		
	④ 便所	・都規則141第58条第2項	
	居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えているか。	第4号	
	⑤ 食堂	・都規則141第58条第2項	
	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。	第5号	
	⑥ 機能訓練室	・都規則141第58条第2項	・説明文書
	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。	第6号	• 揭示板
	①、②、⑤及び⑥でいう「適当な広さ」の具体的な広さ	・施行要領第3の10の	
	については、利用申込者のサービスの選択に資すると認	2(3)	
	められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交		
	付しての説明及び掲示がされているか。		
	(経過措置)		
	平成11年3月31日に現に存する有料老人ホームであっ	・居宅条例附則10	
	て、次のいずれにも該当するものとして平成 12 年厚生省	・施行要領第3の10の	
14	告示第59号(厚生労働大臣が定める有料老人ホーム)に該	2(5)	

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	当する場合は、浴室及び食堂を設けないことができる。		
	① 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人		
	ホーム(以下「養護老人ホーム等」という。)を併設		
	しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び		
	食堂を利用することができるものであること。		
	② 入所定員が50人未満であること。		
	③ 入所者から支払を受ける家賃並びに管理及び運営		
	費及び運営費の合計額(以下「家賃等」という。) が		
	比較的低廉であること。		
	④ 入所者からの利用料、居宅条例第226条第3項及び		
	都規則 141 第 47 条各号で定める費用及び家賃等以外		
	の金品(一定期間の経過後又は退所時に全額返還する		
	ことを条件として入所時に支払を受ける金銭を除		
	く。)の支払を受けないこと。		
	2 構造		
	(1) 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動すること	・居宅条例第219条第5項	• 平面図
	が可能な空間及び構造を有しているか。段差の解消、廊下	・施行要領第3の10の	
	の幅の確保等の配慮がなされているか。	2(4)	
	(2) 指定特定施設は消火設備その他の非常災害に際して必要	・居宅条例第219条第6項	
	な設備を設けているか。		
	(3) 指定特定施設の設備の基準については、建築基準法及び	・居宅条例第219条第7項	
	消防法の定めるところによっているか。		
	※ 指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設	・居宅条例第219条第8項	
	入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に		
	運営される場合は、予防条例第205条第1項から第7項		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって		
	基準を満たすものとみなすことができる。		
第4 運営に関する基準	1 内容及び手続の説明及び契約の締結等		
	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入	・法第74条第2項	• 運営規程
	居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の	・居宅条例第223条第1項	· 重要事項説明書
	勤務体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申	・施行要領第3の10の	<ul><li>特定施設入居者生活介護利用契約</li></ul>
	込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を	3 (4)	書
	記した文書を交付して説明を行い、同意を得るとともに、		• 同意書等
	入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契		
	約を文書により締結をしているか。		
	(2) わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付し	・施行要領第3の10の	
	て懇切丁寧に説明を行っているか。	3 (4)	
	また、契約書においては、少なくとも、介護サービスの		
	内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載し		
	ているか。		
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、契約において、	・居宅条例第223条第2項	・入居契約書
	入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を		
	定めていないか。		
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定	・居宅条例第223条第3項	
	施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又		
	は一時介護室に移して介護を行う場合は、介護居室又は一		
	時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の手続を		
	あらかじめ契約に係る文書に明記しているか。		
	※ 介護予防特定入居者生活介護の指定をあわせて受ける	・施行要領第3の10の	

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	場合であっては、特定施設入居者生活介護と介護予防特	3(4)	
	定施設入居者生活介護の契約については、別の契約書と		
	することなく、1つの契約書によることができる。		
	2 受給資格等の確認		
	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入	・居宅条例第236条準用	・入居者に関する記録
	居者生活介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保	(第15条第1項)	・特定施設サービス計画書
	険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要		
	介護認定の有効期間を確認しているか。		
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、被保険者証に認	・法第73条第2項	
	定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意	・居宅条例第236条準用	
	見に配慮して、指定特定施設入居者生活介護を提供するよ	(第15条第2項)	
	う努めているか。		
	3 要介護認定等の申請に係る援助		
	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、要介護認定の申	・居宅条例第236条準用	・利用者に関する記録
	請をしていないことにより要介護認定を受けていない利	(第16条第1項)	
	用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速	・施行要領第3の10の	
	やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っている	3(15) 参照(施行要領第	
	カ′。	$3\mathcal{O}1\mathcal{O}3(12)$ ①)	
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援	・居宅条例第236条準用	
	(これに相当するサービスを含む。) が利用者に対して行	(第16条第2項)	
	われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者	・施行要領第3の10の	
	の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要	3(15)参照(施行要領第3	
	介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよ	の1の3(12)②)	
	う必要な援助を行っているか。		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	4 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等		
	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく、	・居宅条例第222条第1項	・入居申込受付簿
	指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んでいないか。		· 特定施設入居者生活介護利用契約
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特	・居宅条例第222条第2項	書
	定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者		・介護サービス記録
	生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用		
	することを妨げていないか。		
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者等が入院	・居宅条例第222条第3項	・他機関への紹介記録
	治療を要する者であること等により入居者等に対し自ら		
	必要な指定特定施設入居者生活介護を提供することが困		
	難であると認めた場合は、病院又は診療所の紹介その他の		
	措置を速やかに講じているか。		
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定入居者	·居宅条例第222条第4項	・利用者に関する記録
	生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置か		
	れている環境等の把握に努めているか。		
	5 サービスの提供の記録	the state of the s	A -th (G BA b) (G BA -tr
	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入	・居宅条例第224条第1項	· 介護保険被保険者証
	居者生活介護の提供の開始に際しては当該開始の日及び	・施行要領第3の10の	
	入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者	[3(b)	
	生活介護の提供の終了に際しては当該終了の日を、利用者		
	の被保険者証に記載しているか。(指定特定施設入居者生		
	活介護の提供を受けている者は、居宅療養管理指導以外の		
	居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスにつ		
性 ウザ シル 10	いて保険給付を受けることができない。)		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入	・居宅条例第224条第2項	・提供したサービスの具体的な内容
	居者生活介護を提供した際には、提供したサービスの具体		等(介護・看護等)に関する記録
	的な内容等を記録しているか。		
	6 利用料等の受領		
	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サ	・居宅条例第226条第1項	
	ービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供し		・領収書控
	た際には、利用者から利用料の一部として、当該指定特定		
	施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額		
	から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われ		
	る居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受		
	けているか。		
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サ	・居宅条例第226条第2項	・運営規程(利用料その他の費用の
	ービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供し		確認)
	た際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定特定施設		
	入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間		
	に、不合理な差額が生じないようにしているか。		
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)及び(2)の支	・居宅条例第226条第3項	・重要事項説明書
	払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利	・都規則141第59条	・請求書控
	用者から受けていないか。	・施行要領第3の10の	
	① 利用者の選定により提供される介護その他の日常生	3(6)2	
	活上の便宜に要する費用		
	② おむつ代		
	③ ①及び②に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生		
	   活介護において提供される便宜のうち、日常生活におい		
	   て通常必要となるものに係る費用であって、かつ、その		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	利用者に負担させることが適当と認められるもの。		
	(4)(3)①の費用の具体的な範囲については、次に掲げるもの	・平12老企52	• 算定根拠
	に限られているか。		
	イ 人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料		
	看護・介護職員の人数が、常勤換算方法で、「要介護		
	者等の数(前年度の平均値)」及び「要支援者の数(前		
	年度の平均値)に0.5を乗じて得た数」の合計数が、2.5		
	又はその端数を増すごとに1人以上(要介護者等が30人		
	未満の場合は、居宅条例等に基づき算出された人数に 2		
	人を加えた人数以上)である場合に受領しているか。		
	また、この人員配置が手厚い場合の介護サービス利用		
	料については、看護・介護職員の配置に必要となる費用		
	から適切に算出された額となっているか。		
	ロ 個別的な選択による介護サービス利用料		・介護サービス等の一覧表
	利用者の特別な希望により行われる個別的な介護サー		
	ビスについては、本来特定施設入居者生活介護として包		
	括的に行うべき介護サービスとは明らかに異なり、個別		
	性の強いものに限定されているか。		
	なお、看護・介護職員が当該サービスを行った場合は、		• 職員勤務表
	当該サービスに要した時間を除外して、居宅条例等上の		
	看護・介護職員の人数の算定(常勤換算)が行われてい		
	るか。		
	(5) (3)③の費用の具体的な範囲については、別に通知され	・平12老企54	
	た「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いに	・平12老企52	
	ついて」に沿って適切に取り扱われているか。		
	(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(3)の費用の額	・居宅条例第226条第4項	• 説明書

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者		・同意書
	又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用につい		
	て説明を行い、利用者の同意を得ているか。		
	(7) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入	・法第41条第8項	
	居者生活介護その他のサービスの提供に要した費用につ		
	き、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保		
	険者に対し、施行規則第65条で定めるところにより、領		
	収証を交付しているか。		
	(8) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法第41条第8	・施行規則第65条	
	項の規定により交付しなければならない領収証に、指定特		
	定施設入居者生活介護について居宅要介護被保険者から支		
	払を受けた費用の額のうち、同条第4項第2号に規定する		
	厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その		
	額が現に当該指定特定施設入居者生活介護に要した費用の		
	額を超えるときは、当該現に指定特定施設入居者生活介護		
	に要した費用の額とする。) に係るもの及びその他の費用		
	の額を区分して記載し、当該その他の費用の額については		
	それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。		
	7 保険給付の請求のための証明書の交付		
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サ	・居宅条例第236条準用	・サービス提供証明書(控)
	ービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利	(第25条)	(介護給付明細書代用可)
	用料の支払を受けた場合は、当該指定特定施設入居者生活		
	介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載		
	したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。		
11 to 1 to 1 to 2 to 2			

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	8 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針		
	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護	・居宅条例第227条第1項	・特定施設サービス計画書
	状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等		
	利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を		
	適切に行っているか。		
	(2) 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画	・居宅条例第227条第2項	・利用者に関する記録
	に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行ってい		・利用者の能力、環境等を評価した
	るか。		書類 (アセスメント表等)
	(3) 特定施設従業者は、利用者又はその家族から求められた	・居宅条例第227条第3項	
	ときは、指定特定施設入居者生活介護の提供方法等につい		
	て、説明を行っているか。		
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入	・居宅条例第227条第4項	• 身体的拘束等適正化検討委員会等
	居者生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者	・施行要領第3の10の	における三要件に関する検討・確
	等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合	3(7) ①	認の記録
	を除き、身体的拘束等を行っていないか。		• 経過観察記録
	身体的拘束等を行う際には、「切迫性」「非代替性」「一	・平13老発155(「身体拘	・介護日誌
	時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認	東ゼロ作戦」の推進につ	・拘束解除に向けた会議の記録
	等の手続きが組織等として極めて慎重に実施され、その具	いて)	・本人又は家族への身体的拘束等に
	体的な内容について記録されているか。	・2001年(平成13年)3	関する説明書
		月厚生労働省発行「身体	
		拘束ゼロへの手引き」	
	(5) 指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者及び従業	・平13老発155の2	
	者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っ		
	ているか。		
	(6) 指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者は、管理者	・平13老発155の3、5	• 研修等記録
	及び各職種の従業者で構成する「身体的拘束等適正化検討		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り		
	組むとともに、改善計画を作成しているか。		
	改善計画に盛り込むべき内容		・身体的拘束等適正化検討委員会な
	① 事業所内の推進体制		どの記録
	② 介護の提供体制の見直し		
	③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き		
	④ 事業所の設備等の改善		
	⑤ 事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のため		
	の取り組み		
	⑥ 利用者の家族への十分な説明		
	⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標		
	(7) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を	・居宅条例第227条第5項	・本人又は家族への身体的拘束等に
	行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身	・施行要領第3の10の	関する説明書
	の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	3(7) ①	・緊急やむを得ない場合の検討の記
	なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」	・平13老発155の6	録
	に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記		・緊急やむを得ない身体拘束に関す
	録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存してい		る経過観察・再検討記録
	るか。		
	(8) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の	・居宅条例第227条第6項	・身体的拘束等適正化検討委員会な
	適正化を図るための措置を講じているか。	・都規則141第59条の2	どの記録
	① 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するため	・施行要領第3の10の	・職員等に周知したことが確認でき
	の委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結	3(7)234	る記録
	果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図		
	らなければならない。なお、当該委員会は、テレビ電		
	話装置等を活用して行うことができるものとする。		
	② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しなけ		・身体的拘束等の適正化のための指

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	ればならない。		針
	③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適		・研修実施記録
	正化のための研修を定期的に実施しなければならな		
	V'o		
	(9) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供す	・居宅条例第227条第7項	
	る指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にそ		
	の改善を図っているか。		
	9 特定施設サービス計画の作成		
	(1) 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者に特定施設サ	・居宅条例第220条第1項	・特定施設サービス計画書
	ービス計画の作成に関する業務を担当させているか。		
	(2) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当た	・居宅条例第220条第2項	・アセスメント表
	っては、利用者の有する能力、置かれている環境等の評価	・施行要領第3の10の	
	を通じて現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自	3(1)	
	立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者を支		
	援する上で解決すべき課題を把握しているか。		
	(3) 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、(2)に	・居宅条例第220条第3項	・サービス担当者会記録
	規定する課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、		
	指定特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、指		
	定特定施設入居者生活介護の内容並びに指定特定施設入		
	居者生活介護を提供する上での留意点等を含む特定施設		
	サービス計画の原案を作成しているか。		
	(4) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当た	・居宅条例第220条第4項	・同意が確認できる書類
	っては、当該特定施設サービス計画の原案の内容について		
	利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の		
	同意を得ているか。		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	(5) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際	・居宅条例第220条第5項	
	には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付している		
	カゝ。		
	(6) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後におい	・居宅条例第220条第6項	・モニタリング記録等
	ても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことに		
	より、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとと		
	もに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必		
	要に応じて特定施設サービス計画の変更を行っているか。		
	この場合において、(2)から(5)までに準じて取り扱って		
	いるか。		
	10 介護		
	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支	・居宅条例第228条第1項	・特定施設サービス計画書
	援及び日常生活の充実に資するよう、必要な技術をもって		
	行われているか。		
	なお、介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人	・施行要領第3の10の	
	格を十分に配慮して実施しているか。	3(8)①	
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難	・居宅条例第228条第2項	・入浴介護記録
	な利用者について、1週間に2回以上、入浴させ、又は清	・施行要領第3の10の	
	しきを実施し、清潔保持に努めているか。	3(8)②	
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の	・居宅条例第228条第3項	・排せつ記録
	状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行ってい	・施行要領第3の10の	
	るか。又、自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助	3(8)③	
	等行っているか。		
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)から(3)のほ	・居宅条例第228条第4項	・利用者に関する記録
快学拣款—10	か、利用者に対し、1日の生活の流れに沿って食事、離床、	・施行要領第3の10の	

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っている	3(8)4	
	か。		
	11 口腔衛生の管理		
	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の	・居宅条例第228条の2	
	健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができる		
	よう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応		
	じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。		
	(2) 当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受け	・施行要領第3の10の	
	た歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の	3(9)①	
	管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行っている		
	か。		
	(3) (2)の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載	・施行要領第3の10の	
	した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成する	3(9)2	
	とともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直してい		
	るか。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内		
	容を特定施設サービス計画の中に記載する場合はその記		
	載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代え		
	ることができるものとすること。		
	イ 助言を行った歯科医師		
	ロ 歯科医師からの助言の要点		
	ハー具体的方策		
	ニ 当該施設における実施目標		
	ホ 留意事項・特記事項		
	(4) 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、	・施行要領第3の10の	
	介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導	3(9)③	

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	又は(2)の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあた		
	っては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以		
	外の時間帯に行っているか。		
	なお、当該施設と計画に関する技術的助言及び指導を行		
	う歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士にお		
	いては、実施事項等について文書で取り決めること。		
	(経過措置)		
	11 について、義務付けの適用に当たっては、令和9年3	· 居宅条例附則第5項	
	月 31 日までの間は、努力義務とする。		
	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の	・居宅条例第236条準用	・特定施設サービス計画書
	状況等を踏まえ、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生	(第159条)	・利用者に関する記録
	活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。		
	(2) 機能訓練は、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、日常	・施行要領第3の10の	
	生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しているか。	3(19)参照(第3の8の	
	なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施に当	3(9))	
	たっても、その効果に配慮しているか。		
	  13 健康管理		
	看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保	・居宅条例第229条	・健康診断記録
	持のための必要な措置を講じているか。		・看護日誌
			・看護記録
	14 相談及び援助		
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心	・居宅条例第230条	・相談に関する記録

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用		・利用者に関する記録
	者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、利		
	用者の社会生活に必要な支援を行っているか。		
	① 入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動	・施行要領第3の10の	
	② 各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する	3(10)	
	手続き等に関する情報提供又は相談		
	15 利用者の家族との連携等		
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家	・居宅条例第233条	・利用者に関する記録
	族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等		・面会に関する記録
	の機会を確保するよう努めているか。		・行事等の記録
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の生活及	・施行要領第3の10の	
	び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に	3 (15)	
	報告する等常に利用者の家族の連携を図るとともに、当該		
	事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用		
	者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めてい		
	るか。		
	16 利用者に関する区市町村への通知		
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が正当な	·居宅条例第236条準用	・区市町村への通知の記録
	理由なく、指定特定施設入居者生活介護の利用に関する指	(第30条)	
	示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させた		
	と認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険		
	給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、		
	意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	17 緊急時等の対応		
	(1) 指定特定施設従業者は、現に指定特定施設入居者生活介	・居宅条例第236条準用	・看護記録
	護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じ	(第56条)	・業務日誌等
	た場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあら		
	かじめ当該指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた		
	協力医療機関(当該指定特定施設従業者との間で、利用者		
	が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機		
	関をいう。) への連絡を行う等の必要な措置を講じている		
	か。		
	(2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機	・施行要領第3の10の	・協力医療機関協定書等
	関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。	3(19)参照(第3の2の	
		3(6)(2)	
	18 管理者の責務		
	(1) 管理者は、当該特定施設従業者の管理及び指定特定施設	・居宅条例第236条準用	• 業務日誌等
	入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状	(第51条第1項)	<ul><li>組織図、組織規程</li></ul>
	況の把握その他の管理を一元的に行っているか。		・運営規程
	(2) 管理者は、当該指定特定施設入居者生活介護事業所の従	・居宅条例第236条準用	・職務分担表
	業者に、居宅条例の「第11章第4節運営に関する基準」	(第51条第2項)	
	の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。		
	19 運営規程		
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、各指定特定施設	· 民字条例笆991冬	  ・運営規程
	において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関	) LA LA / 1/1/221 A	・指定申請及び変更届(写)
	する運営規程を定めているか。		1日本 平明及 5 久久畑 (予)
	① 事業の目的及び運営の方針		
	② 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容		
性学状态 00	② 19 C/NEIX IC木省 V/IKI里、只然从 O /IKI为 (1) 14		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	③ 入居定員及び居室数		
	④ 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他		
	の費用の額		
	⑤ 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及		
	び手続		
	⑥ 施設の利用に当たっての留意事項		
	⑦ 緊急時等における対応方法		
	⑧ 非常災害対策		
	⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項		
	⑩ その他運営に関する重要事項		
	なお、⑩の「その他運営に関する重要事項」とは、看護	・施行要領第3の10の	
	職員又は介護職員を、それぞれ他の従業者と明確に区分す	3(2)②	
	るための措置等を指す。		
	また、この重要事項として、利用者又は他の利用者等の		
	生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身		
	体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが		
	望ましい。		
	   20 勤務体制の確保等		
	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、	・居宅条例第231条第1項	・就業規則
	適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提		• 運営規程
	供できるよう、従業者の勤務体制を定めているか。		・雇用契約書
	(2) 特定施設従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、	・施行要領第3の10の	• 職員勤務表
	管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画	3(11)①	
	作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。		
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施	・居宅条例第231条第2項	・タイムカード等

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供し		
	ているか。		
	ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務		
	の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、こ		
	の限りでない。		
	なお、指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又	・施行要領第3の10の	・業務委託契約書
	は一部を他の事業者(以下「受託者」という。)に行わせ	3(11)②	
	る場合は、委託契約において次に掲げる事項を文書により		
	取り決めているか。		
	この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者		
	(以下「委託者」という。) は受託者に委託した業務の全		
	部又は一部を再委託させていないか。		
	なお、給食、警備等の特定施設入居者生活介護に含まれ		
	ない業務については、この限りでない。		
	① 当該委託の範囲		
	② 当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件		
	③ 受託者の従業者により当該委託業務が運営基準に従っ		
	て適切に行われていることを委託者が定期的に確認する		
	巨		
	④ 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い		
	得る旨		
	⑤ 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要		
	の措置を講じるよう④の指示を行った場合において、当		
	該措置が講じられたことを委託者が確認する旨		
	⑥ 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償す		
the challenger	べき事故が発生した場合における責任の所在		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	⑦ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必		
	要な事項		
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者が行う(3)の④の指	・施行要領第3の10の	・指示文書等
	示は、文書により行っているか。	3(11)4)	
	(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅条例第235	・施行要領第3の10の	
	条第2項の規定により、(3)の③及び⑤の確認の結果の記録	3(11)3,5	
	を作成し、2年間保存しているか。		
	(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入	・居宅条例第231条第3項	• 確認結果記録等
	居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他		
	の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況		
	について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。		
	(7) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者	・居宅条例第231条第4項	• 研修受講修了証明書
	の資質向上のための研修の機会を確保しているか。その		• 研修計画書
	際、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参		
	加の機会を計画的に確保しているか。		
	(8)(7)の場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者	・居宅条例第231条第4項	
	は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認	・施行要領第3の10の	
	知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症	3(11)⑥参照(第3の2の	
	の人の尊厳の保障を実現していく観点から、全ての特定施	3(3)(3)	
	設従業者(看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資		
	格を有する者、法第8条第2項に規定する政令で定める者		
	その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に		
	係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じて		
	いるか。		
	当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュ		
the state of the s	ラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	術を習得している者とすることとし、具体的には、同条第		
	3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉		
	士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者		
	研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員		
	基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程		
	修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法		
	士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養		
	士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等と		
	する。		
	(9) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定	・居宅条例第231条第5項	
	施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場にお		
	いて行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務		
	上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により		
	特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するため		
	の方針の明確化等の必要な措置を講じているか。		
	なお、次のとおりの事業主が講ずべき措置の具体的内容	・施行要領第3の10の	
	及び事業主が講じることが望ましい取組を行っているか。	3(11)⑦参照(第3の1の	
	① 事業主が講ずべき措置の具体的内容	3(6)(4)	
	事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職		
	場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理		
	上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省		
	告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を		
	背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ず		
	べき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5		
	号。以下「パワーハラスメント指針」という。) におい		
	て規定されているとおりであるが、特に留意されたい内		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	容は以下のとおりである。		
	イ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発		
	職場におけるハラスメントの内容及び職場における		
	ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化		
	し、従業者に周知・啓発すること。		
	ロ 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対		
	応するために必要な体制の整備		
	相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等に		
	より、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、		
	労働者に周知すること。		
	② 事業主が講じることが望ましい取組について		
	パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著		
	しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のため		
	に、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望まし		
	い取組の例として、以下のイからハまでが規定されてい		
	る。		
	イ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整		
	備		
	ロ 被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調		
	への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)		
	ハ 被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実		
	施等、業種・業態等の状況に応じた取組)		
	介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカス		
	タマーハラスメントの防止が求められていることから、		
	① (事業者が講ずべき措置の具体的内容) の必要な措置		
	を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメン		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	ト対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のた		
	めの手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。		
	この際、上記マニュアルや手引きについては、厚生労働		
	省ホームページに掲載されているので参考にすること。		
	21 非常災害対策		
	  (1)  指定特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に関す	・居宅条例第236条準用	  ・消防計画
	る具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関へ	(第110条第1項)	  ・避難訓練記録等
	の通報及び連携の体制を整備し、定期的に、これらを従業		・防火管理者手帳等
	者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な		
	訓練を行っているか。		
	関係機関への通報及び連携体制の整備として、火災等の	・施行要領第3の10の	
	災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとる	3(19)参照(第3の6の	
	よう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地	3(7)①)	
	域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力		
	してもらえるような体制作りを行っているか。		
	なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施		
	行規則(昭和36年4月1日自治省令第6号)第3条に規定する		
	消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震		
	等の災害に対処するための計画をいう。		
	この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の		
	実施は、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第8条の規		
	定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設		
	入居者生活介護事業所にあってはその者に行わせている		
	か。		
	また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている		・消防計画に準ずる計画

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	指定特定施設入居者生活介護事業所においても、防火管理		
	について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の		
	樹立等の業務を行わせているか。		
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)に規定する訓	・居宅条例第236条準用	
	練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域	(第110条第2項)	
	住民等との連携に努めているか。		
	日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、	・施行要領第3の10の	
	訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めているか。	3(19)参照(第3の6の	
	訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具	3(7)②)	
	体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしている		
	か。		
	22 衛生管理等		
	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の使用す	・居宅条例第236条準用	・受水槽清掃記録
	る施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、	(第109条第1項)	・飲用水の衛生チェック記録
	衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ		
	ているか。		
	① 指定特定施設入居者生活介護事業者は、食中毒及び感	・施行要領第3の10の	
	染症の発生を防止するための措置等について、必要に応	3(13)①参照(第3の6の	
	じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な	3(6)(1)	
	連携を保っているか。		
	② インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、		
	レジオネラ症対策等について、適切な措置を講じている		
	カゝ。		
	③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めている		
	カゝ。		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入	·居宅条例第236条準用	・感染症対策委員会などの記録
	居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延	(第109条第2項)	・感染症の予防及びまん延の防止の
	しないように、次に掲げるとおりの措置を講じているか。	・都規則141第60条準用	ための指針
	① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討する	(第19条の2)	・研修及び訓練の実施記録
	ための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね六月	・施行要領第3の10の	・定期消毒の記録
	に一回以上開催しているか。また、その結果について、	3(13)②イ	・衛生管理マニュアル
	特定施設従業者に十分に周知しているか。具体的には以		・感染症予防マニュアル
	下の取扱いとすること。		・食中毒防止等の記録
	イ 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対		
	策の知識を有するものを含む、幅広い職種により構成		
	するよう努めているか。		
	ロ 特に、感染症対策の知識を有する者については外部		
	の者も含め積極的に参画を得るよう努めているか。		
	ハ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にしている		
	か。また、感染対策担当者を決めているか。		
	ニ 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況		
	に応じ、おおむね六月に一回以上、定期的に開催して		
	いるか。また。感染症が流行する時期等を勘案して必		
	要に応じ随時開催しているか。		
	② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し	・施行要領第3の10の	
	ているか。具体的には以下の取扱いとすること。	3(13)②ロ	
	イ 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防		
	止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対		
	応を規定しているか。		
	ロ 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境		
	の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把		
	握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村にお		
	ける事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への		
	報告等が想定されるが、発生時における事業所内の連		
	絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記		
	しているか。		
	ハ それぞれの項目の記載内容の例については、「介護		
	現場における感染対策の手引き」を参照しているか。		
	③ 特定施設従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防	・施行要領第3の10の	
	止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。具	3(13)②ハ	
	体的には以下の取扱いとすること。		
	イ 特定施設従業者に対する「感染症の予防及びまん延		
	の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内		
	容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事		
	業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的		
	なケアの励行を行うものとなっているか。		
	ロ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該		
	事業所が定期的な教育(年2回以上)を開催している		
	か。また、新規採用時には感染対策研修を実施してい		
	るか。研修の実施内容について記録しているか。		
	ハ 研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職		
	員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用		
	するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当		
	該事業所の実態に応じ行っているか。		
	ニ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、		
	発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
事	定期的(年2回以上)に行っているか。 ホ 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施しているか。 ヘ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施しているか。 ④ ①の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適	・施行要領第3の10の	(推認青類寺)
	切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。		
	23 掲示 (1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設の見やすい場所に、運営規程の概要、特定施設従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)	(第33条第1項) ・施行要領第3の10の 3(19)参照(第3の1の	・掲示場所及び内容

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重		
	要事項を掲示しているか。その際、次に掲げる点に留意し		
	ているか。		
	イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介		・備付場所及び内容
	護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して		
	見やすい場所のことであること。		
	ロ 特定施設従業者の勤務の体制については、職種ごと、		
	常勤・非常勤ごと等の人数を掲示すること。		
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の規定による	・居宅条例第236条準用	
	掲示を行わない場合、それに代えて、(1)に規定する重要事	(第33条第2項)	
	項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利	・施行要領第3の10の	
	用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定特定	3(19)参照(第3の1の	
	施設入居者生活介護事業所内に備え付けているか。	3(24)②)	
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、原則として、重	・居宅条例第236条準用	・ウェブサイトの掲載内容
	要事項をウェブサイトに掲載しているか。	(第33条第3項)	
		・施行要領第3の10の	
		3(19)参照(第3の1の	
		3(24)①)	
	24 秘密保持等		
	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業所の従業者は、正当な	  ・居宅条例第236条準用	・就業時の取り決め等の記録
	理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘	  (第34条第1項)	
	密を漏らしていないか。		
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者であった	・居宅条例第236条準用	
	者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はそ	(第34条第2項)	
	の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じ	・施行要領第3の10の	

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	ているか。	3(19)参照(第3の1の	
		3(25)②)	
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、サービス担当者	・居宅条例第236条準用	・利用者の同意書
	会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあって	(第34条第3項)	・実際に使用された文書等
	は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合	・施行要領第3の10の	(会議資料等)
	にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得て	3(19)参照(第3の1の	
	いるか。	3(25)③)	
	25 広告		
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設に		・パンフレット等
	ついて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なもの	(第35条)	・ポスター等
	でないようにしているか。		・ホームページ
	26 協力医療機関等	I have been been a man bet below and	
	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の		・協力医療機関協定書等 
	急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該指		
	定特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が医療		
	を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をい		
	う。)を定めているか。		
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)に基づき協		
	力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協	・都規則141第59条の3	
	力医療機関を定めるよう努めているか。		
	① 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看		
	護職員が相談対応を行う体制を、常時確保しているこ		
	٤.		
the Halfasti.	② 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確		
	保していること。		
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以	・居宅条例第232条第3項	
	上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合		
	等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、		
	知事に届け出ているか。		
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及	·居宅条例第232条第4項	
	び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法		
	律第 114 号)第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医		
	療機関との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型		
	インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染		
	症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。) の発生時		
	等の対応を取り決めるよう努めているか。		
	(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が	·居宅条例第232条第5項	
	第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二		
	種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対		
	応について協議を行っているか。		
	(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医	·居宅条例第232条第6項	
	療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病		
	状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当		
	該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう		
	努めているか。		
	(7) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協	・居宅条例第232条第7項	
	力歯科医療機関(当該指定特定施設入居者生活介護事業者		
	との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が		
the state of the s	合意されている歯科医療機関をいう。) を定めるよう努め		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	ているか。		
	(8) (1)及び(7)の協力医療機関及び協力歯科医療機関は、	・施行要領第3の10の	
	特定施設から近距離であるよう努めているか。	3 (14)	
	(9) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の入院や	・施行要領第3の10の	
	休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、	3(14)①	
	協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めて		
	いるか。		
	27 地域との連携		
	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入	  ・居宅条例第234条第1項	
	居者生活介護事業者の運営に当たっては、地域住民との連	・施行要領第3の10の	
	携協力等により地域との交流を図っているか。	3 (16) Ø(1)	
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、区市町村が実施	  ・居宅条例第234条第2項	
	   する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。	  ・施行要領第3の10の	
		$3(16)\mathcal{O}$	
	28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	・居宅条例第236条準用	
	指定特定施設入所者生活介護事業者は、居宅介護支援事	(第36条)	
	業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者による		
	サービスを利用させることの対償として、金品その他の財		
	産上の利益を供与していないか。		
	29 苦情処理		
	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者及びその	  ・居宅条例第236条準用	  ・苦情対応マニュアル等
	家族からの指定特定施設入居者生活介護に関する苦情に	(第37条第1項)	・重要事項説明書等
	迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要	(2)4 2 - 2 4 2 4 2/7	· 掲示物
	な措置を講じているか。		3-90-3-123

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該	・施行要領第3の10の	
	事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要	3(19)参照(第3の1の	
	について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス	3(28)(1)	
	内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要について		
	も併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェ		
	ブサイトに掲載しているか。		
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、(1)の苦情を受	・居宅条例第236条準用	・苦情に関する記録
	け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。	(第37条第2項)	
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、苦情がサービス	・施行要領第3の10の	
	の質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立	3(19)参照(第3の1の	
	ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取	3(28)②)	
	組を自ら行っているか。		
	(4) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特	・居宅条例第236条準用	・照会への対応記録
	定施設入居者生活介護に関し、法第23条の規定による区	(第37条第3項)	
	市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求		
	め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応		
	じているか。		
	また、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に		・指導等に関する記録
	協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、		
	当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		
	さらに、これらの場合において、当該区市町村からの求		・区市町村への報告記録
	めがあったときは、当該改善の内容を報告しているか。		
	(5) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特	・居宅条例第236条準用	
	定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関し	(第37条第4項)	
	て国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3		
	号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場		
	合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っている		
	か。		
	また、この場合において、当該国民健康保険団体連合会		
	からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告してい		
	るか。		
	30 事故発生時の対応		
	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する	・居宅条例第236条準用	・事故対応マニュアル等
	指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生し	(第39条第1項)	・事故に関する記録
	た場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利		
	用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、		
	当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置		
	を講じているか。		
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する	・居宅条例第236条準用	
	指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事	(第39条第2項)	
	故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。		
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、事故が生じた際	・施行要領第3の10の	
	にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じて	3(19)参照(第3の1の	
	いるか。	3 (30③)	
	31 会計の区分		
	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、各指定特定施設	・居宅条例第236条準用	・会計関係書類
	入居者生活介護事業所において経理を区分するとともに、	(第40条)	
	指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事		
	業の会計を区分しているか。		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された	・施行要領第3の10の3	
	「介護保険の給付事業における会計の区分について」を参	(19)参照(第3の1の	
	考として適切に行われているか。	3(32))	
		・平13老振発18	
	32 記録の整備		
	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、	・居宅条例第235条第1項	
	備品及び会計に関する記録を整備しているか。		
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する	・居宅条例第235条第2項	
	指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる		
	記録を整備し、当該利用者の退去の日から2年間保存して		
	いるか。		
	① 特定施設サービス計画		・特定施設サービス計画書
	② 居宅条例第224条第2項に規定する提供したサービス		・利用者に関する記録
	の具体的な内容等の記録		
	③ 居宅条例第227条第5項に規定する身体的拘束等の態		・身体的拘束等に関する記録
	様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の		・指示文書等
	記録		
	④ 居宅条例第231条第3項に規定する結果等の記録		• 確認結果記録等
	⑤ 居宅条例第30条の規定を準用する区市町村への通知に		
	係る記録		
	⑥ 居宅条例第37条第2項の規定を準用する苦情の内容等		
	の記録		
	⑦ 居宅条例第39条第1項の規定を準用する事故の状況及		
	び処置についての記録		
	33 電磁的記録等		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定特定施設入	・居宅条例第276条第1項	
	居者生活介護の提供に当たる者は、作成、保存その他これ	・施行要領第5の1	
	らに類するもののうち、この条例において書面(書面、書		
	類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図		
	形等人の知覚によって認識することができる情報が記載		
	された紙その他の有体物をいう。以下この条において同		
	じ。) で行うことが規定されている又は想定されるもの(居		
	宅条例第15条第1項(第236条において準用する場合を含		
	む。)、同条例第224条第1項及び同条例第276条第2項に規		
	定するものを除く。) については、書面に代えて、当該書		
	面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の		
	知覚によっては認識することができない方式で作られる		
	記録であって、電子計算機による情報処理の用に供される		
	ものをいう。)により行うことができる。		
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定特定施設入	・居宅条例第276条第2項	
	居者生活介護の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承	・施行要領第5の2	
	諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」とい		
	う。) のうち、居宅条例において書面で行うことが規定さ		
	れている又は想定されるものについては、当該交付等の相		
	手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方		
	法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することがで		
	きない方法をいう。)によることができる。		
	34 業務継続計画の策定等		
	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症や非常災	・居宅条例第236条準用	・業務継続計画
	害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者	(第11条の2第1項)	

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	生活介護の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期	・施行要領第3の10の3	
	の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」とい	(12) ①	
	う。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講		
	じているか。		
	(2) (1)の業務継続計画には、以下の項目等を記載している	・施行要領第3の10の3	
	か。その際、各項目の記載内容については、「介護施設・	(12) ②	
	事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及		
	び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続		
	ガイドライン」を参照しているか。また、想定される災害		
	等は地域によって異なるものであることから、項目につい		
	ては実態に応じて設定しているか。		
	なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定す		
	ることを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務		
	継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、		
	災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計		
	画については、それぞれに対応する項目を適切に設定して		
	いる場合には、一体的に策定することとして差し支えない。		
	① 感染症に係る業務継続計画		
	イ 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向		
	けた取組の実施、備蓄品の確保等)		
	口 初動対応		
	ハ 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接		
	触者への対応、関係者との情報共有等)		
	② 災害に係る業務継続計画		
	イ 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道		
	等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	蓄等)		
	ロ 緊急時の対応 (業務継続計画発動基準、対応体制等)		
	ハ 他施設及び地域との連携		
	(3) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者	・居宅条例第236条準用	・研修及び訓練の実施記録
	に対し、業務継続計画について周知しているか。また、必	(第11条の2第2項)	
	要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。	・施行要領第3の10の3	
	研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加	(12) ①③	
	できるようにするよう努めているか。		
	(4) (3)の研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計	・施行要領第3の10の3	
	画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対	(12) ③	
	応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うも		
	のとなっているか。また、職員教育を組織的に浸透させて		
	いくために、定期的(年2回以上)な教育を開催するとと		
	もに、新規採用時には別に研修を実施するよう努めている		
	か。また、研修の実施内容についても記録しているか。		
	なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感		
	染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実		
	施することも差し支えない。		
	(5) (3)の訓練(シミュレーション)においては、感染症や	・施行要領第3の10の3	
	災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務	(12) ④	
	継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や		
	災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年		
	2回以上)に実施しているか。また、訓練の実施は、机上		
	を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実		
	施するものを適切に組み合わせながら実施しているか。		
#± /⇒ +/~ ⇒∏. 40	なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実		
	施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に		
	係る訓練については、 非常災害対策に係る訓練と一体的		
	に実施することも差し支えない。		
	(6) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、定期的に業務継	・居宅条例第236条準用	
	続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更	(第11条の2第3項)	
	を行っているか。		
	35 虐待の防止		
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、虐待の発生及び	・居宅条例第236条準用	
	再発を防止するため、次に掲げるとおりの措置を講じてい	(第39条の2)	
	るか。		
	(1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会(以下「虐	・都規則141第60条準用	・虐待の防止に係る対策を検討する
	待防止検討委員会」という。)を定期的に開催しているか。	(第4条の3)	ための委員会の記録
	また、その結果について、特定施設従業者に十分に周知し	・都規則141第60条準用	
	ているか。	(第4条の3第1項第1号)	
	① 虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生	・施行要領第3の10の	
	した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討	3(17)①	
	しているか。		
	② 管理者を含む幅広い職種で構成しているか。		
	③ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にしている		
	カゝ。		
	④ 虐待防止の専門家を委員として積極的に活用するよう		
	努めているか。		
	⑤ 虐待等の事案について、一概に情報を従業者に共有せ		
the desident	ず、個別の状況に応じて慎重に対応しているか。		

(多) 次の事項について検討しているか。また、そこで得た 結果 (事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発 防止策等)を従業者に周知徹底しているか。  イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること  ロ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  ニ 虐待等が発生した場合に、市町村への 通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  た 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から 得られる再発の確実な防止策に関すること  ト 前号の再発の防止定を違じた際に、その効果についての評価に関すること  と (2) 虐待の防止のための指針を整備しているか。  ① 「虐待の防止のための指針を整備しているか。 ① 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を 盛り込んでいるか。  イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方  ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する 事項  ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  ニ 虐待等が発生した場合の対比方形に関する基本方針  ニ 虐待等が発生した場合の対比方形に関する基本方針  ニ 虐待等が発生した場合の対比方形に関する基本方針	事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
FIGURA JULI OTOMA CANJUDI PATERA J. O APPROVED		(⑥ 次の事項について検討しているか。また、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)を従業者に周知徹底しているか。  イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること     虐待の防止のための指針の整備に関すること     虐待の防止のための職員研修の内容に関すること     虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること     な業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること     な 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること     ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること (2) 虐待の防止のための指針を整備しているか。     ① 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込んでいるか。     イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方口虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項	・都規則141第60条準用 (第4条の3第1項第2号) ・施行要領第3の10の	

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	へ 成年後見制度の利用支援に関する事項		
	ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項		
	チ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項		
	リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項		
	(3) 特定施設従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期	・都規則141第60条準用	・研修の実施記録
	的に実施しているか。	(第4条の3第1項第3号)	
	① 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容として	・施行要領第3の10の3	
	は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を	(17)③	
	普及・啓発するものであるか。また、当該指定特定施設		
	入居者生活介護事業所における指針に基づき、虐待の防		
	止の徹底を行うものであるか。		
	② 指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研		
	修(年2回以上)を実施しているか。また、新規採用時		
	には必ず虐待の防止のための研修を実施しているか。		
	③ 研修の実施内容について記録しているか。		
	(4) (1)から(3)までに掲げる措置を適切に実施するための担	・都規則141第60条準用	
	当者を置いているか。	(第4条の3第1項第4号)	
	① 専任の担当者を置いているか。	・施行要領第3の10の	
	② 当該担当者として、虐待防止検討委員会の責任者と同	3(17) ④	
	一の従業者が務めるよう努めているか。		
	なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事		
	業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者と		
	しての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日		
	常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用		
	者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当		
the results and	者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	者を選任すること。		
	(※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看		
	護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望まし		
	い。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置		
	を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再		
	発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		
	(5) (1)の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うこと	・都規則141第60条準用	
	ができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生	(第4条の3第2項)	
	労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な	・施行要領第3の10の	
	取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報シス	3(17)①	
	テムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守している		
	か。		
	なお、虐待防止検討委員会は、関係する職種、取り扱う		
	事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置		
	している場合、これと一体的に設置・運営することとして		
	差し支えない。また、施設に実施が求められるものである		
	が、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し		
	支えない。		
	(1) 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保の	<ul><li>・平成28年9月15日付老</li></ul>	
	ため、必要な取組を図るとともに、関係機関や地域住民等	高発0915第1号	
	多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努め		
	ているか。		
	(2) 市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内	・水防法第15条の3第1	・避難確保計画
	等又は土砂災害警戒区域内の要配慮利用施設の所有者又	項、第2項	・避難訓練記録

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	は管理者は、避難確保計画を作成し、市町村長に報告して	・土砂災害警戒区域等に	
	いるか (要配慮者利用施設のみ)。また、当該計画で定め	おける土砂災害防止対	
	るところにより、避難訓練を実施しているか。	策の推進に関する法律	
		第8条の2第1項、第2項	
	(3) 業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性	・居宅条例第236条準用	
	の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並び	(第165条の2)	
	に介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方		
	策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して		
	行うことができるものとする。) を定期的に開催している		
	カゝ。		
	・本規定は、介護現場の生産性向上の取組を促進する観点	・施行要領第3の10の	
	から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所	3(19)参照(第3の8の	
	の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全	3(16))	
	性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り		
	組む環境を整備するために規定したものである。		
	・本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管		
	理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成す		
	ることが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メ		
	ンバーを検討すること。なお、生産性向上の取組に関する		
	外部の専門家を活用することも差し支えないものである		
	こと。		
	・また、本委員会は、定期的に開催することが必要である		
	が、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化す		
	ることがないよう留意した上で、各事業所の状況を踏ま		
	え、適切な開催頻度を決めることが望ましい。		

・あわせて、本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老 健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上 に資するガイドライン」等を参考に取起を進めることが望 ましい。また、本委員会はテレビ電話波置等を活用して行 うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・ 厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適 切な取扱いのためのガイダンス」、原生労働省「医療情報 システムの 安全管理に関するガイドライン」等を遵守す ること。 ・ たお、事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事 業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会等) を開催している場合、これと一句的に設置・運営すること として差し支えない。本委員会は事業所能に実施が求めら れるものであるが、他のサービス事業者との連携等により 行うことも差し支えない。また、委員会の名称について、 法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及 び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会 と規定されたところであるが、他力、従来から生産性向上 の取組を進めている事業所においては、法令とは見なる名 称の生産性向上の取組を進めるための委員会を改置し、関 催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適 切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の 名称を用いても差し支えない。	事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましい。また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な版扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの 安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ・ なお、事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会等)を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の収組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の		・あわせて、本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老		
ましい。また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの 安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ・ なお、事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議(事放発生の防止のための委員会等)を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他力、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の		健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上		
うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ・なお、事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会等)を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の		に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望		
厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ・なお、事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会等)を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の		ましい。また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行		
切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの 安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ・なお、事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会等)を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の		うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・		
システムの 安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ・なお、事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会等)を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の		厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適		
ること。 ・なお、事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会等)を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の		切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報		
・なお、事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会等)を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の		システムの 安全管理に関するガイドライン」等を遵守す		
業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会等) を開催している場合、これと一体的に設置・運営すること として差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求めら れるものであるが、他のサービス事業者との連携等により 行うことも差し支えない。また、委員会の名称について、 法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及 び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」 と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上 の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名 称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適 切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の		ること。		
を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の		・なお、事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事		
として差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の		業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会等)		
れるものであるが、他のサービス事業者との連携等により 行うことも差し支えない。また、委員会の名称について、 法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及 び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」 と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上 の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名 称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開 催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適 切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の		を開催している場合、これと一体的に設置・運営すること		
行うことも差し支えない。また、委員会の名称について、 法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及 び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」 と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上 の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名 称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開 催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適 切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の		として差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求めら		
法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の		れるものであるが、他のサービス事業者との連携等により		
び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の		行うことも差し支えない。また、委員会の名称について、		
と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上 の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名 称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開 催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サ ービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適 切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の		法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及		
の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の		び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」		
称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の		と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上		
催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の		の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名		
ービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適 切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の		称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開		
切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の		催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サ		
		ービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適		
名称を用いても差し支えない。		切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の		
		名称を用いても差し支えない。		
(経過措置)		(経過措置)		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	36(3)について、義務付けの適用に当たっては、令和9年	・居宅条例附則第4項	
	3月31日までの間は、努力義務とする。		
第5変更の届出等	1 変更の届出等		
	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定に係る	・法第75条第1項	・届出書類控
	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める次の	・施行規則第131条第1項	・定款
	事項に変更があったとき、又は休止した当該指定特定施設	第10号、第3項	・寄附行為等及びその登記簿の謄本
	入居者生活介護事業を再開したときは、施行規則で定める		又は条例等
	ところにより、10日以内に、その旨を知事に届け出ている		・事業所の平面図
	カ。		・運営規程
	① 事業所の名称及び所在地		・職員名簿
	② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代		
	表者の氏名、生年月日、住所及び職名		
	③ 申請者の登記事項証明書又は条例等		
	④ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要		
	⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所		
	⑥ 運営規程		
	⑦ 協力(歯科)医療機関の名称及び診療科名並びに当該		
	協力医療機関との契約の内容		
	⑧ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号		
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該事業を廃止	・法第75条第2項	
	し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定める	・施行規則第131条第4項	
	ところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、そ		
	の旨を知事に届け出ているか。		
#4. / マナケラル 「CO	2 業務管理体制の整備		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	(1) 指定介護老人福祉施設の開設者は、要介護者の人格を尊	・法第115条の32第1項	
	重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を		
	遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行するため、		
	業務管理体制を整備しているか。		
	① 指定を受けている事業所及び施設の数が1以上20未満の	・施行規則第140条の39	
	指定事業者等の場合	第1項	
	・法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下		
	「法令順守責任者」という。)を選任しているか。		
	② 指定を受けている事業所及び施設の数が20以上100未満	・施行規則第140条の39	
	の指定事業者等の場合	第1項、第2項	
	・法令遵守責任者を選任しているか。		
	・業務が法令に適合することを確保するための規程を整		
	備しているか。		
	③ 指定を受けている事業所及び施設の数が100以上の指定	・施行規則第140条の39	
	事業者等の場合	第1項、第2項、第3項	
	・法令遵守責任者を選任しているか。		
	・業務が法令に適合することを確保するための規程を整		
	備しているか。		
	・業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。	・法第115条の32第2項、	
	(2) 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。	第3項	
	① 事業者の規模に応じた届け出先に届け出ているか。	・施行規則第140条の40	
	② 届け出た事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を、	第1項、第2項	
	当該届出をした主務大臣、都道府県知事に届け出ているか。		
第6 介護給付費の算定	1 基本的事項		
及び取扱い	(1) 指定特定施設入居者生活介護事業に要する費用の額は、	・法第41条第4項	・居宅サービス介護給付費請求書

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	平成 12 年厚生省告示第 19 号の別表 「指定居宅サービス介	・平12厚告19の一	・居宅サービス介護給付費明細書
	護給付費単位数表」により算定されているか。		・サービス提供証明書(代用可)
	ただし、指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定	・平12老企39	・「特定施設入居者生活介護サービ
	施設入居者生活介護事業所毎に指定単位数より低い単位		スコード表」参照
	数を設定する旨を、都に事前に届出を行った場合は、この		
	限りではない。		
	(2) 指定特定施設入居者生活介護事業に要する費用の額は、	・平12厚告19の二	
	平成 27 年厚生労働省告示第 93 号の「厚生労働大臣が定め		
	る1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定さ		
	れているか。		
	(3)別に厚生労働大臣が定める1単位の単価に単位数を乗じ	・平12厚告19の三	
	て得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は		
	切り捨てて計算しているか。		
	2 特定施設入居者生活介護費		
	指定特定施設において、指定特定施設入居者生活介護を	・平12厚告19別表の10注	
	行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞ	1	
	れ所定単位数を算定しているか。		
	ただし、看護職員又は介護職員の員数が平成12年厚生省	・平12厚告27の五	
	告示第27号の五(職員数が基準を満たさない場合)に該当す		
	る場合は、同告示により算定しているか。		
	3 短期利用特定施設入居者生活介護費		
	別に厚生労働大臣が定める施設基準のいずれにも適合す	・平12厚告19別表の10注	  ・短期利用特定施設入居者生活介護利
	るものとして知事に届け出た指定特定施設において、指定		用契約書
	特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要介護		・利用者数がわかる書類

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。	・平12老企40第2の4(3)	・重要事項説明書
	ただし、看護職員又は介護職員の員数が平成12年厚生省	・平12厚告27の五	
	告示第27号の五(職員数が基準を満たさない場合)に該当す		
	る場合は、同告示により算定しているか。		
	※別に厚生労働大臣が定める施設基準		
	(1) 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居		
	宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、		
	指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス		
	若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しく		
	は指定介護療養型医療施設の運営について三年以上の経験		
	を有しているか。		
	(2) 当該特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等		
	(定員が1人であるものに限る。) を利用しているか。		
	また、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける		
	入居者の数は、当該指定特定施設の入居定員の100分の10		
	以下であるか。		
	(3) 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間		
	を定めているか。		
	(4) 家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供		
	与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品		
	を受領していないか。		
	(5) 介護保険法による勧告、命令、老人福祉法による命令、		
	社会福祉法による命令、高齢者の居住の安定確保に関する		
	法律による指示を受けたことがある場合にあっては、当該		
de de la la constante de la co	勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過して		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	いるか。		
	4 身体拘束廃止未実施減算		
	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身		・身体的拘束等適性化検討委員会な
	体拘束廃止未実施減算として、特定施設入居者生活介護費		どの記録
	については、所定単位数の100分の10に相当する単位数を、	・平27厚労告95の42の2	・職員等に周知したことが確認でき
	短期利用特定施設入居者生活介護費については、所定単位	・平12老企40第2の4(4)	る記録
	数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算して		・緊急やむを得ない場合の検討の記
	いるか。		録
			・本人又は家族への身体的拘束等に
	※別に厚生労働大臣が定める基準		関する説明書
	指定居宅サービス等基準第183条第5項及び第6項に規定す		・その態様及び時間、その他の利用
	る基準に適合していること。		者の心身の状況の記録
			・身体的拘束等の適正化のための指
	指定居宅サービス等基準第183条		針
	第5項 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、		• 研修実施記録
	その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない		
	理由を記録しなければならない。		
	第6項 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置		
	を講じなければならない。		
	(1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を		
	3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、		
	介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。		
	(2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。		
	(3)介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化		
	のための研修を定期的に実施すること。		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	5 高齢者虐待防止措置未実施減算		
	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高	・平12厚告19別表の10注	
	齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分	5	
	の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	・平27厚労告95の42の2	
		Ø2	
	※別に厚生労働大臣が定める基準	・平12老企40第2の4(5)	
	指定居宅サービス基準第192条において準用する指定居宅	準用(第2の2(7))	
	サービス等基準第37条の2に規定する基準に適合しているこ		
	と。		
	指定居宅サービス等基準第37条の2の読み替え		
	特定施設入居者生活介護者は、虐待の発生又はその再発を		
	防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならな		
	\v`₀		
	一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電		
	話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定		
	期的に開催するとともに、その結果について、介護職員		
	その他の従業者に周知徹底を図ること。		
	二 虐待の防止のための指針を整備すること。		
	三 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための		
	研修を定期的に実施すること。		
	四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を		
	置くこと。		
#4./ <del>/&gt;</del> ///────────────────────────────────	6 業務継続計画未策定減算		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業	・平12厚告19別表の10注	
	務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相	6	
	当する単位数を所定単位数から減算しているか。	・平27厚労告95の42の2	
		Ø3	
	※別に厚生労働大臣が定める基準	・平12老企40第2の4(6)	
	指定居宅サービス基準第192条において準用する指定居宅		
	サービス等基準第30条の2第1項に規定する基準に適合してい		
	ること。		
	指定居宅サービス等基準第30条の2第1項の読み替え		
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症や非常災		
	害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者		
	生活介護の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期		
	の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」とい		
	う。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講		
	じなければならない。		
	   7 入居継続支援加算		
	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし	  ・平12厚告19別表の10注	
	て知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、		
	指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に		
	掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加		
	算しているか。ただし、サービス提供体制強化加算を算定	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	している場合においては、算定しない。また、次に掲げる		
	いずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げ		
	るその他の加算は算定しない。		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	(1) 入居継続支援加算(I) 36単位		
	(2) 入居継続支援加算(Ⅱ) 22単位		
	※別に厚生労働大臣が定める基準		
	イ 入居継続支援加算(I)		
	(1)又は(2)のいずれかに適合し、かつ、(3)及び(4)のいず		
	れにも適合すること。		
	(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条各号に掲げ		
	る行為を必要とする者の占める割合が入居者の100分の15		
	以上であること。		
	(2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げ		
	る行為を必要とする者及び次のいずれかに該当する状態の		
	者の占める割合が入居者の100分の15以上であり、かつ、常		
	勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めて		
	いること。		
	a 尿道カテーテル留置を実施している状態		
	b 在宅酸素療法を実施している状態		
	c インスリン注射を実施している状態		
	(3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法(指定居宅サービス等		
	基準第2条第8号に規定する常勤換算方法又は指定地域密着		
	型サービス基準第2条第7号に規定する常勤換算方法をい		
	う。) で、入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上		
	であること。ただし、次に掲げる基準のいずれにも適合す		
	る場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の		
	数が7又はその端数を増すごとに1以上であること。		
	a 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	する機器(以下「介護機器」という。)を複数種類使用し		
	ていること。		
	b 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支		
	援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント(入		
	居者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むこと		
	ができるように支援する上で解決すべき課題を把握するこ		
	とをいう。)及び入居者の身体の状況等の評価を行い、職		
	員の配置の状況等の見直しを行っていること。		
	c 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保		
	並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、		
	かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職		
	員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置		
	し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の		
	者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、		
	及び当該事項の実施を定期的に確認すること。		
	i 入居者の安全及びケアの質の確保		
	ii 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮		
	iii 介護機器の定期的な点検		
	iv 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修		
	(4) 通所介護費等算定方法第5号及び第9号に規定する基準の		
	いずれにも適合していないこと。		
	□ 入居継続支援加算(Ⅱ)		
	(1)又は(2)のいずれかに適合し、かつ(3)及び(4)のいずれ		
	にも適合すること。		
	(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げ		
I	る行為を必要とする者の占める割合が入居者の100分の5以		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	上であること。		
	(2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げ		
	る行為を必要とする者及び次のいずれかに該当する状態の		
	者の占める割合が入居者の100分の5以上であり、かつ、常		
	勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めて		
	いること。		
	a 尿道カテーテル留置を実施している状態		
	b 在宅酸素療法を実施している状態		
	c インスリン注射を実施している状態		
	(3) イ(3)及び(4)に該当するものであること。		
	<ul><li>※ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号</li></ul>		
	一 口腔内の喀痰(かくたん)吸引		
	二 鼻腔内の喀痰(かくたん)吸引		
	三 気管カニューレ内部の喀痰(かくたん)吸引		
	四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養		
	五 経鼻経管栄養		
	8 生活機能向上連携加算		
	別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして知	・平12厚告19別表の10注	
	事に届け出た指定特定施設において、外部との連携により、	8	
	利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練	・平27厚労告95の42の4	
	計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、	・平12老企40第2の4(8)	
	(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓	準用(第2の2(10))	
	練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1		
	月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれ		
	かの加算を算定している場合においては、次に掲げるその		
	他の加算は算定しない。また、個別機能訓練加算を算定し		
	ている場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所		
	定単位数に加算する。		
	(1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位		
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位		
	※別に厚生労働大臣が定める基準		
	イ 生活機能向上連携加算(I)		
	次のいずれにも適合すること。		
	(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリー		
	ション事業所又はリハビリテーションを実施している医療		
	提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師		
	(以下この号において「理学療法士等」という。)の助言		
	に基づき、当該指定特定施設(指定居宅サービス等基準第		
	174条第1項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。)、		
	指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準第		
	109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。以		
	下同じ。)、指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域		
	密着型サービス基準第130条第1項に規定する指定地域密着		
	型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)又は指定介護老		
	人福祉施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状		
	況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っているこ		
	الله الله الله الله الله الله الله الله		
	(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練		
	指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に		
	提供していること。		
	(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月		
	ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓		
	練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要		
	に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。		
	口 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		
	次のいずれにも適合すること。		
	(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテ		
	ーション事業所又はリハビリテーションを実施している医		
	療提供施設の理学療法士等が、当該指定特定施設、指定地		
	域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は		
	指定介護老人福祉施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導		
	員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓		
	練計画の作成を行っていること。		
	(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機		
	能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練		
	指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に		
	提供していること。		
	(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月		
	ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓		
	練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要		
	に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。		
	9 個別機能訓練加算		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士	・平12厚告19別表の10注	• 個別機能訓練計画等
	等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔	9	• 職員勤務表
	道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師	・平12老企40第2の4(9)	• 実施記録
	(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法		
	士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサ		
	ージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業		
	所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限		
	る。)を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超		
	える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務		
	に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、		
	理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換		
	算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているも		
	の)として知事に届け出た指定特定施設において、利用者		
	に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相		
	談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能		
	訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練		
	を行っている場合には、個別機能訓練加算(I)として、1		
	日につき12単位を所定単位数に加算しているか。また、個		
	別機能訓練加算(I)を算定している場合であって、かつ、		
	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、		
	機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適		
	切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、		
	個別機能訓練加算(Ⅱ)として、1月につき20単位を所定単		
	位数に加算しているか。		
	10 ADL維持等加算		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし	・平12厚告19別表の10注	
	て知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して指	10	
	定特定施設入居者生活介護を行った場合は、評価対象期間(別	・平27厚労告95の16の2	
	に厚生労働大臣が定める期間をいう。) の満了日の属する月	・平27厚労告94の28の3	
	の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に	・平12老企40第2の4(10)	
	従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算して		
	いるか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している		
	場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。		
	イ ADL維持等加算(I) 30単位		
	口 ADL維持等加算(II) 60単位		
	※別に厚生労働大臣が定める基準		
	イ ADL維持等加算(Ⅰ)		
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	(1) 評価対象者(当該事業所又は当該施設の利用期間((2)にお		
	いて「評価対象利用期間」という。)が6月を超える者をい		
	う。以下この号において同じ。) の総数が10人以上である		
	こと。		
	(2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月(以下		
	「評価対象利用開始月」という。) と、当該月の翌月から		
	起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合につい		
	ては当該サービスの利用があった最終の月)においてAD		
	Lを評価し、その評価に基づく値(以下「ADL値」とい		
	う。)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省		
	に当該測定を提出していること。		
	(3) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定		
	したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づ		
	き算出した値(以下「ADL利得」という。) の平均値が		
	一以上であること。		
	口 ADL維持等加算(Ⅱ)		
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	(1) イ(1)及び(2)の基準に適合するものであること。		
	(2) 評価対象者のADL利得の平均値が三以上であること。		
	  ※別に厚生労働大臣が定める期間		
	ADL維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起		
	算して12月までの期間		
	,		
	│ │11 夜間看護体制加算		
	別に厚生労働大臣が定める施設基準のいずれにも適合す	・平12厚告19別表の10注	・重度化した場合における対応に係
	るものとして知事に届け出た指定特定施設において、利用	11	る指針
	者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、	・平27厚労告96の23	・24時間連絡体制表(図)
	当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位	・平12老企40第2の4(11)	• 職員勤務表
	数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるい		
	ずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げる		
	その他の加算は算定しない。		
	(1) 夜間看護体制加算(I) 18単位		
	(2) 夜間看護体制加算(Ⅱ) 9単位		
	※別に厚生労働大臣が定める施設基準		
	イ 夜間看護体制加算 (I) を算定すべき指定特定施設入居		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	者生活介護の施設基準		
	(1) 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定		
	めていること。		
	(2) 当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う		
	看護職員が1名以上であって、かつ必要に応じて健康上の		
	管理等を行う体制を確保していること。		
	(3) 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の		
	際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を		
	説明し、同意を得ていること。		
	  ロ 夜間看護体制加算(Ⅱ)を算定すべき指定特定施設入居		
	者生活介護の施設基準		
	(1) イ(1)及び(3)に該当するものであること。		
	(2) 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問		
	看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時		
	間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の		
	管理等を行う体制を確保していること。		
	12   石中は認知症人店有支入加昇   別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし	・ 亚19原生10別丰の10注	
	て知事に届け出た指定特定施設において、若年性認知症入	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	居者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期に		
	おける認知症によって要介護者となった入居者をいう。)	・平12老企40第2の4(12)	
	に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、若		
	年性認知症入居者受入加算として、1日につき120単位を所	•	
	定単位数に加算しているか。		
性学施設_65	定単位数に加算しているか。		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	※別に厚生労働大臣が定める基準		
	受け入れた若年性認知症利用者(介護保険法施行令第2条第		
	6号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は		
	要支援者となった者をいう。)ごとに個別の担当者を定めて		
	いること。		
	   13   協力医療機関連携加算		
	指定特定施設において、協力医療機関(指定居宅サービ	・平12厚告19別表の10注	
	ス基準第191条第1項に規定する協力医療機関をいう。) と	13	
	の間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報	・平12老企40第2の4(13)	
	を共有する会議を定期的に開催している場合は、協力医療		
	機関連携加算として、 次に掲げる区分に応じ、1月につき		
	次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。		
	(1) 当該協力医療機関が、指定居宅サービス基準第 191 条		
	第2項各号に掲げる要件を満たしている場合		
	100 単位		
	(2) (1)以外の場合 40 単位		
	   ※ 指定居宅サービス基準第 191 条第 2 項		
	指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定		
	に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲		
	げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めな		
	ければならない。		
	一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は		
	看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保してい		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	ること。		
	二 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診		
	療の求めがあった場合において診療を行う体制を、		
	常時確保していること。		
	14 口腔・栄養スクリーニング加算		
	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設		
	の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口	14	
	腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニ	・平12老企40第2の4(14)	
	ングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算とし	・平27厚労告95の42の6	
	て1回につき20単位を所定単位数に加算しているか。		
	当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養		
	スクリーニング加算を算定している場合に算定していない		
	か。		
	※別に厚生労働大臣が定める基準		
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状		
	態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関		
	する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているお		
	それのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含		
	む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供して		
	いること。		
	ロ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態につ		
	いて確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当		
	該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支		
	援専門員に提供していること。		
	ハ 通所介護費等算定方法第5号、第7号から第9号まで、第19		
	号、第21号及び第22号に規定する基準のいずれにも該当し		
	ないこと。		
	15 科学的介護推進体制加算		
	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして知	・平12厚告19別表の10注	
	事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し指定特定施設	15	
	入居者生活介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算	・平12老企40第2の4(15)	
	として、1月につき40単位を所定単位数に加算しているか。		
	イ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症		
	の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情		
	報を、厚生労働省に提出していること。		
	ロ 必要に応じて特定施設サービス計画(指定居宅サービ		
	ス基準第184条第1項に規定する特定施設サービス計画		
	をいう。)を見直すなど、指定特定施設入居者生活介護		
	の提供に当たって、イに規定する情報その他指定特定施		
	設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要		
	な情報を活用していること。		
	16 退院•退所時連携加算		
	病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指	・平12厚告19別表の10の	
	定特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30	二注	
	日以内の期間については、退院・退所時連携加算として、	・平12老企40第2の4(16)	
	1日につき所定単位数を加算しているか。		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	※30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人		
	保健施設若しくは介護医療院への入所後に当該指定特定施		
	設に再び入居した場合も同様とする。		
	   17 退居時情報提供加算		
	利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当	  ・平12厚告19別表の10の	
	該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用		
	者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利		
	用者の紹介を行った場合に、利用者1人につき1回に限り	/ \/	
	250単位を所定単位数に算定しているか。		
	18   看取り介護加算		
	(1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する施設が、	・平12厚告19別表の10の	・看取りに関する指針
	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について	へ注1	・看取りに関する指針に対する同意
	看取り介護を行った場合は、看取り介護加算(I)として、	・平12老企40第2の4(18)	書
	死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位		・看取りに関する職員研修計画
	を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144		・看取りに関する職員研修記録
	単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680		・医師の診断書等
	単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に		・利用者の介護に係る計画
	加算しているか。		・看取り介護計画に対する同意書
	ただし、退去した日の翌日から死亡日までの間に、算定		
	していないか。		
	また、この場合において、夜間看護体制加算を算定して		
	いない場合に算定していないか。		
	(2) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているもの	・平12厚告19別表の10の	
	として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、別	へ注2	

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看	・平12老企40第2の4(18)	
	取り介護を行った場合は、看取り介護加算(Ⅱ)として、死		
	亡日以前31日以上45日以下については1日につき572単位		
	を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき644		
	単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき		
	1,180単位を、死亡日については1日につき1,780単位を死		
	亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日ま		
	での間は、算定しない。また、看取り介護加算(1)を算定		
	している場合又は夜間看護体制加算を算定していない場合		
	は、算定しない。		
	※別に厚生労働大臣が定める施設基準	・平27厚労告96の24	
	イ 看取り介護加算(I)		
	(1) 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はそ		
	の家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得て		
	いること。		
	(2) 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門		
	員その他の職種の者による協議の上、当該指定特定施設に		
	おける看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指		
	針の見直しを行うこと。		
	(3) 看取りに関する職員研修を行っていること。		
	ロ 看取り介護加算(Ⅱ)		
	(1) 当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う		
	看護職員の数が一以上であること。		
	(2) イ(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	※別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者	・平27厚労告94の29	
	次の(1)から(3)までのいずれにも適合している利用者		
	(1) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復		
	の見込みがないと診断した者であること。		
	(2) 医師、生活相談員、看護職員、介護支援専門員その他の		
	職種の者(以下この号において「医師等」という)が共同		
	で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のう		
	ちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画に		
	ついて同意している者(その家族等が説明を受けた上で、		
	同意している者を含む。)であること。		
	(3) 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の		
	求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等		
	利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説		
	明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等		
	が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む)		
	であること。		
	   19   認知症専門ケア加算		
	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし	・平12厚告19別表の10の	
	て知事に届け出た指定特定施設が、日常生活に支障を来す	ト注	
	おそれのある症状又は行動が認められることから介護を必	・平27厚労告94の30	
	要とする認知症の者に対し、専門的な認知症ケアを行った	・平12老企40第2の4(19)	
	場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲		
	げる所定単位数を加算しているか。		
	ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合		
	においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	(1) 認知症専門ケア加算 (I) 3単位		
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4 単位		
	※別に厚生労働大臣が定める基準	・平27厚労告95の3の5	
	イ 認知症専門ケア加算(I)		
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	(1) 事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のう		
	ち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が		
	認められることから介護を必要とする認知症の者(以下		
	この号において「対象者」という。)の占める割合が2		
	分の1以上であること。		
	(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事		
	業所又は施設における対象者の数が20人未満である場合		
	にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場		
	合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はそ		
	の端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チー		
	ムとして専門的な認知症ケアを実施していること。		
	※「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介		
	護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月		
	31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)及び		
	「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営につい		
	て」(平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計		
	画課長通知)に規定する「認知症介護実践リーダー研		
	修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとす		
	る。		
	(3) 当該事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的		
	に開催していること。		
	ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ)		
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	(1) イの基準のいずれにも適合すること。		
	(2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している		
	者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの		
	指導等を実施していること。		
	※「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認		
	知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認		
	知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に		
	規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に		
	係る適切な研修を指すものとする。		
	(3) 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの		
	認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、		
	研修を実施又は実施を予定していること。		
	20 高齢者施設等感染対策向上加算		
	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし	・平12厚告19別表の10の	
	て知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対して指定特	チ注	
	定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる	・平27厚労告95の42の7	
	区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に	・平12老企40第2の	
	加算しているか。	4(20)(21)	
	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(I) 10単位		
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5単位		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	※別に厚生労働大臣が定める基準		
	イ 高齢者施設等感染対策向上加算(I)		
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	(1) 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医		
	療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う		
	体制を確保していること。		
	(2) 協力医療機関等との間で感染症(新興感染症を除		
	く。)の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染		
	症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応		
	していること。		
	(3) 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対		
	策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院		
	内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上		
	参加していること。		
	口 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)		
	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、		
	3年に1回以上事業所内で感染者が発生した場合の対		
	応に係る実地指導を受けていること。		
	21 新興感染症等施設療養費		
	指定特定施設が、利用者が別に厚生労働大臣が定める感	・平12厚告19別表の10の	
	染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う		
	医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に	・平12老企40第2の4(22)	
	対し、適切な感染対策を行った上で、指定特定施設入居者	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	生活介護を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限		
	度として1日につき240単位を所定単位数に算定している		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	カル。		
	22 生産性向上推進体制加算 (I)・(II) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1)生産性向上推進体制加算(I) 100単位 (2)生産性向上推進体制加算(II) 10単位	ヌ注 ・平27厚労告95の42の8 準用(37の3) ・平12老企40第2の4(23)	
	※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 生産性向上推進体制加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 (一)業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 (二)職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮		

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	(三)介護機器の定期的な点検		
	(四) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽		
	減を図るための職員研修		
	(2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化		
	及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績が		
	あること。		
	(3) 介護機器を複数種類活用していること。		
	(4)(1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等に		
	よる業務の効率化及び質の確保並びに負担軽減につ		
	いて必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取		
	組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認する		
	こと。		
	(5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組による業務の		
	効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する		
	実績を厚生労働省に報告すること。		
	口 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	(1) イの(1)に適合していること。		
	(2) 介護機器を活用していること。		
	(3) 事業年度ごとに(2)及びイ(1)の取組による業務の効		
	率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実		
	績を厚生労働省に報告すること。		
	23 サービス提供体制強化加算		
	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし	平12厚告19別表の10の	
	て知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特	ル注	

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる	・平27厚労告95の43	
	区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算して	・平12老企40第2の4(24)	
	いるか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定してい	準用(第2の2(28) ①から	
	る場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	④まで及び⑥)	
	(1) サービス提供体制強化加算(I) 22単位		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6 単位		
	※別に厚生労働大臣が定める基準		
	イ サービス提供体制強化加算(I)		
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	(1) 次のいずれかに適合すること。ただし、指定居宅サービ		
	ス等基準第174条第2項に規定する指定特定施設入居者生		
	活介護事業者が、指定介護予防サービス等基準第230条第2		
	項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業		
	者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介		
	護 (指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定		
	特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。) の事業と指		
	定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービ		
	ス等基準第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設		
	入居者生活介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の施		
	設において一体的に運営されている場合における、介護職		
	員の総数の算定にあっては、指定特定施設入居者生活介護		
	を提供する介護職員と指定介護予防特定施設入居者生活		
	介護を提供する介護職員の合計数によるものとする。		
	(一) 指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	占める割合が100分の70以上であること。		
	二 指定特定施設の介護職員の総数のうち、勤続年数10		
	年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上で		
	あること。		
	(2) 提供する指定特定施設入居者生活介護の質の向上に資		
	する取組を実施していること。		
	(3) 通所介護費等算定方法第5号に規定する基準のいずれに		
	も該当しないこと。		
	ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	(1) 指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占		
	める割合が100の60以上であること。ただし、介護職員の		
	総数の算定にあっては、イ(1)ただし書の規定を準用する。		
	(2) イ(3)に該当するものであること。		
	ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	(1) 次のいずれかに適合すること。ただし、介護職員、看護・		
	介護職員又は職員の総数の算定にあっては、イ(1)ただし		
	書の規定を準用する。		
	(一) 指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の		
	占める割合が100分の50以上であること。		
	二 指定特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職		
	員の占める割合が百分の75以上であること。		
	(三) 指定特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する		
	職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が		
	100分の30以上であること。		

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
	(2) イ(3)に該当するものであること。		
	0.4		
	24 介護職員等処遇改善加算		
	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員		
	等の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出	ヲ注1	
	た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生	・平27厚労告95の44準用	
	活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次	(同第4号)	
	に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、		
	次に掲げるいずれかの加算を算定している場合において		
	は、次に掲げるその他の加算は算定しない。		
	(1) 介護職員等処遇改善加算(I)		
	算定した単位数の1000分の128に相当する単位数		
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		
	算定した単位数の1000分の122に相当する単位数		
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		
	算定した単位数の1000分の110に相当する単位数		
	(4) 介護職員等処遇改善加算(IV)		
	算定した単位数の1000分の88に相当する単位数		
	介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知(「介	・平12老企40第2の4(25)	
	護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務	準用(第2の2(29))	
	処理手順及び様式例の提示について」)を参照すること。		